

2021年 8 月 6 日

九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第36回口頭弁論が行われました

— 基準地震動の合理性及び玄海 1, 2号機の安全性を主張 —

本件は、玄海原子力発電所 1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年1月31日）から第37次（2021年7月14日）にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第37次提訴に対する答弁書を提出し、第1～第36次分の答弁書同様に請求の棄却を求めました。また、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を把握したうえで設計しており、地震及び津波についても、最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

併せて準備書面を提出し、玄海原子力発電所の基準地震動は合理的なものであり過小ではないこと及び玄海 1, 2号機は運転を終了し、安全かつ着実に廃止措置を進めており重大事故が起こる具体的危険性は無いことを主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上